

介護保険住宅改修施工事業者登録（新規）のお知らせ

鳥栖地区広域市町村圏組合では、介護保険に基づく住宅改修を行う場合、住宅改修施工事業者の登録が必要です。介護保険住宅改修施工事業者の登録を希望する事業者は、下記のとおり登録申請をしていただきますようお願いいたします。（令和7年度に登録されている事業者は、今回登録申請する必要はありません）

なお、令和8年6月に開催予定の登録研修の受講を登録条件としています。

また、今回登録申請をされない場合は、令和9年7月まで登録できませんのでご注意ください。

記

1. 申請期間 令和8年5月1日（金）から5月29日（金）（必着）
2. 提出書類 ①住宅改修施工事業者登録（更新）申請書
②住宅改修施工事業者業務概要書
③住宅改修の施工に係る誓約書
（提出書類は、鳥栖地区広域市町村圏組合ホームページからダウンロードできます。）
3. 提出場所 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係
4. 問合せ先 鳥栖地区広域市町村圏組合
介護保険課 給付係
TEL 0942-81-3317
FAX 0942-81-3316